

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑は終わります。

○二番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号については、総務委員会に付託し、審査されられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) これより四時まで休憩いたします。

午後三時四十七分 休憩

午後四時 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に御配付してあります資料(別添参照)は、昨日、大野議員から要求されたものが印刷されておりますので、御了承願います。

○議長(岩田博君) 日程第十二議案第十三号福生市下水道使用料条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 須崎進君登壇)

○下水道課長(須崎進君) 御指名によりまして議案第十三号福生市下水道使用料条例について御説明申し上げます。

本条例は、下水道法並びに福生市下水道条例の規定によりまして、下水道の使

用料の額及び徴収について、必要な事項を定めようとするものでございます。

多摩川上流流域下水道の終末処理場が、本年の五月二十日稼働開始の予定に伴いまして、市内第一期事業認可区域のうち、羽村幹線分の処理区を除いて供用開始がされることによりまして、下水道使用者より重量連増料金制によります維持、管理に要します費用を徴収しようとするものでございます。

本文について御説明申し上げます。

第一号、目的でございますが、下水道の使用料の額及び徴収について、必要な事項を定めようとするものでございます。

第二号についてまして、使用料の算定方法でございますが、これは使用者が排除した汚水の量に応じて、重量連増料金制によります別表によりまして算定したものを徴収しようとするものでございます。

第三号、定例日でございますが、この使用料の認定は、現在行っております上水道と合わせて行方ために、使用料の算定の基準日として、毎月の定例日と使用者ごとに定めようとするものでございます。上水道と合わせること、その算定基準日と上水道に合わせること、うものでございます。二項におきまして、定例日の初五日から

次の定例日までと一ヵ月とするものでございます。

第四号におきまして、使用料の算定基準でございますが、隔月の定例日に二ヵ月分をとり汚水の排出量を認定しようとするものでございます。したがって、その月分及び前月分の使用料を算定するということになるわけでございまして、上水道と合わせること、うものでございます。二項におきまして、特に市長が必要があると認めた場合は、毎月の定例日、又は定例日によりないで使用料を算定することができるというものでございます。

第五号におきまして、使用料算定の特例でございますが、毎月の定例日を過ぎて使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、一ヵ月に満たなくとも一ヵ月として算定しようとするものでございます。

第六号におきまして、汚水排出量の認定でございます。

使用料の算定の対象となる汚水は、水道水及び動力式揚水設備による自家水によって排除される汚水に限ると、うものでございます。二項におきまして、前項に定める汚水の量の認定は、水道水による汚水の排出量は、水道の使用水量、水道のメーターのシロと、うこと、うでございます。二項におきまして、自家水による汚水の排出量は、使

用者の態様その他事情を考慮して市長が認定した水量でしようとするものでござります。三号におきまして、製氷業者その他の営業であつて、使用水量と著しく異なる場合は、使用者の申告に基づいて市長が認定した水量にしようとするものでござります。三項におきまして、自家水及び営業水の規定による認定をするために、必要があるとき、適当な場所に計測の装置を取りつけることができるといふもの、でございます。四項におきまして、使用者は、善良な管理者の注意をもちつて、装置の設置を管理するといふこと、でございます。故意又は過失によりこれを棄損し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならぬ、といふものでござります。

第七号におきまして、汚水排出量の認定の特例、でございます。

これは、各家庭の最初の一度だけの問題、でございますが、公共下水道を初めて使用するに当たりまして、隔月定例日とどうしても合わなければ、公共下水道を経過装置といたしまして、主として家事により排出される汚水であつて、公共下水道に排水設備を接続して初めて使用するため、市長が前条第二項各号に規定する排水の排出量を認定することが適当でない、と認めるときは、認定するまでの期間は、

汚水の排出量がなかつたものとする、といふこと、でございます。

ただし、その期間が一ヶ月

を超えるときは、その期間における汚水の排出量は、十立方メートルの基本額とした

い、といふものでござります。これは先ほど申し上げましたように、隔月の検針、といふこと

から、こういう問題が最初接続するに当たつて発生するものの措置、でございます。

第八号におきまして、使用料の徴収、でございますが、これは、払い込み、口座振替、又

は集金の方法により、二ヶ月分を一括して徴収する、といふものでござります。なお、

二項におきまして、工事その他で公共下水道を一時使用する場合、でございますが、市長が必要と認めるときは、使用許可の申請の際、概算使用料を前納させること、がで

きる、といふものでござります。三項におきまして、前項の概算使用料は、公共下水道の一時使用を廃止した日の届出があつたとき、その他市長が必要と認めるときは、精算

とすると、いふものでござります。

第九号、資料の提出、でございます。

使用料を算定するために必要があると認めるときは、使用者から必要な資料の提出を求めることができる、といふものでござります。

第十号、使用料の減免、でございますが、特別な理由があると認めるときは、使用

料を減免することができると、うことでございまして、減免の申請によりまして、一カ月十立方メートル以下の使用について、生活扶助を受けられている方々、それから児童扶養手当の支給を受けている方々、特別児童扶養手当の支給を受けている方、母子福祉年金の支給を受けている方、準母子福祉年金の支給を受けている方々につきましては、使用料の減免をすることができると、うものでございします。

第十一條の督促、それから第十二條の延滞金につきましては、地方税法の例にならうとして規定してあるものでございします。

第十三條、罰則につきましては、次の三号に該当するものについては一万円以下の過料を科することと、うものでございします。

第十四條におきまして、詐欺その他の不正な行為によつて、使用料の徴収を免れた者に對しては、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することと、うものでございします。

第十五條におきましては、前二條に規定する違反行為をしたときは、行為を罰するほか、メカ法人又は人に対しても過料を科することができると、うものでございします。

第十六條において、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定めるところと、うものでございします。

附則におきまして、この条例の施行期日は、市規則で定めるところと、うものでございします。なお、別表でございしますが、排出量におきまして十立方メートル以下の分につきましては二百円と、うことでございまして、これ以後重量連増制によるものでございまして、十立方メートルを超え二十立方メートル以下の分につきましては、一立方メートルにつき三十円と、うものでございします。なお、最高を一立方メートルといたしまして、一立方メートルを超え五分につきましては、一立方メートルにつき百二十円と、うものでございします。

なお、この使用料金の月額表につきましては、昭島並びに青梅とはば同様のもの

でございます。御参考までに、一般家庭についてどのくらいかということをちよつと申し上げますと、大体、五十三年の一月一日現在に一万六千十八世帯ございまして、人口は四万七千八百八十四名でございます。う、ほぼ福生市の平均家族が二・九人ぐらいになりますので、これを三人といたしますと、大体一日の汚水量が〇・三二立方メートルでございしますので、三人の三十日分で二十八立方メートル程度と思われまして、これは、この別表に当たりますと、いま申し上げま

した平均的なものが八百五十円ぐらいに相当するものでございます。

以上、大変難解な説明でございましたが、慎重御審議をいただきまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○五番（森田治男君）

二つの点についてお聞きしたいんですけれども、最初に、現在公共下水に接続されていないわけですか。各家庭で接続しないであつても放置しておいた場合、いわゆる、使用料は徴収するの、しないの、これが一ツ。

それからもう一ツ、第六条にありますいわゆる動力揚水——これはポンプですね、この装置を取りつけることとありますが、この装置を取りつける対象というものは一般家庭なのか、あるいは営業用なのかという点、それと、適当な場所に装置をつけるわけですか、それと、かかる費用は市が負担するの、それと。

○下水道課長（須崎 進君）

お答えいたします。

冒頭申し上げましたように、流域下水道の供用開始が、使えるようになりますのは五月二十日の予定でございます。その前に、供用開始される日時と区域と

告示されるわけでございますが、その後、いわゆる排水設備指定工事店が接続をする事によつて、水道、又は自家水によつて出てきた水量によつて、この別表によりまして、料金をいただくという事でございまして、接続をしなければ当然支払うという事は出てきません。

それから、自家水で一般家庭か営業用かと、それと負担はどうかという事でございしますが、実際に、市内には上水道の使用のほか、あるいは自家水によつて水を使っている所があると思います。今回は動力式揚水装置によつて出てくる水に限って、どのように料金を定めると、どうなるかとございします。それから、営業用ももちろんそういう事で出てくるわけでございします。それらは計測装置は市の方でつけるようになるかと思いますが、ポンプはそれぞれ使用者が設置するということとございします。

○五番（森田治男君）

最初の、徴収しないという事は、これはあたりまえじゃないかと思うんですが、それと、それから、関係員が一般質問という形でやられておりまして、私も拝聴させていだいたんですけれども、私の地域でも最初にやらせていただくとして、五月の供用開始を待っている人と、あるいは五月になつてからでも何らか

の形で、さうも閣下議員から指摘があったようですけれども、融資のあつせんとか、あつせん補助金とさうなものの特に水洗便所の場合に限って、何らかのつまりした市の姿勢がなにと、私は、五月に幾ら供用開始したって、工事をして、でも、流れる汚水がな、んじやないかと、うふうにいま懸念をして、るわかなんですけれども、さう辺の考え方を供用開始前に、あるいは供用開始後でも結構ですけれども、つまりした線と打ち出すべきであるといふふうには私は思っているんですけれども、その辺のことについて御答弁いただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、いま最後の計測の装置ですけれども、なんかつかりしないような答弁でしたので、いま一度確認をしたんですけれども、適当な場所に計測の装置を取りつける費用は、その計測の装置その物ではなく、もちろん含めてですけれども、市が負担をするのか、しないのか、つまりお願いいたします。

○下、水道課長(須崎 進君)

お答えいたします。

助成につきましては大変おくれて申しわけないわけですが、一応他市の例などでもさういふことになっておりますし、当然、昨日、市長が申し上げましたように費用がわかる人はさういふことになったかなければならぬ問題でございますので、助成と言ふ

が、補助を、まだつまり金額は決まっておりますが、以前申し上げたのは一百万程度といふふうな、これは仮定でございますが、さういふことでございします。それから、特別助成ということで、お困りの方々に、それから、あと融資のあつせんといふことはいづれにいたしましたも、指定工事店が、五月二十日以後、工事を施行するわけですが、それまでには間に合つように融資をしてまいります。

それから、揚水設備による井戸水の計測装置でございますが、これは非常に高いものになるようございします。実際には、これを取りつければ、全戸に取りつければ、さうわにはいかな、かと思ひます。大口の利用者についてはさういふ措置を取らざるを得ないといふふうな感じでございします。

○五番(木村治男君)

最後に、補助金を出すといふふうにはつまりおっしゃっていただきました

したので、今度はこれを市民に、さういふ供用開始である家庭に対して詳しく説明をするような機会、あるいはさういふパンフレットなり、パンフレットにしても文字で書くようないわゆる役所的なものでなく、図解などにしてわかりやすくやっていただきたと思ひますけれども、さういふ辺の考えがあるかどうか。いま、補助金を出すといふふうにはおっしゃつたけれども、これが皆さんにわかりなれば何にもならぬんですから、その周知徹底の仕方

ですわ、この点について、最後にお願ひしたいと思ひます。

○下水道課長(須崎進君)

お答えいたします。

徹底に万全を期してPRしてまいりたいと思ひます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○二十二番(末次性男君)

この条例付ひな形があるんだうかと思ふんですけれども、これはどこのものを取って、工事、その他のものの点の原案を作成する場合に参考になれたかどうかというのと、それから、いわゆる多摩川流域の下水道、青梅、羽村、福生、昭島と、この自治体は全部この条例案と同一であるかどうか、小まのたて分算の差がありますから、あるは違っているかどうか。そういうところをお願ひいたします。

○下水道課長(須崎進君)

条例案につきましては、ここで何回も申し上げるんですが、多摩川上流下水道の供用開始がされるわけでございまして、この該当は五市二町にわたるわけでございます。そこで、事務研究会によりましてそれらを東京都の指導によりまして検討してまいりまして、それに基づいて、大体、素案ができております。

それから、いま申し上げましたそれらの上流幹線につきましては、現在けつきりしております。立川、八王子におきましては、すでにもう使用料をいただいているわけでございしますが、青梅

と昭島につきましては、料金その他福生と大体同じようなものでございます。なお、内部におきまして、自家水等の使用料につきましては、非常に、市に合わせた条例として、ここに規定としておる部分もございしますが、総体的には大体オク、ウのようなものの中で検討して出したものでございします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○二十四番(塩野鉄之助君)

ちよと私はいさう聞きたいんです。ということとは、まだ一般

の市民にはわかりがPRが行き届いてないと思うんです。たとえば、この上水を使った場合に、汚水処理をしてもらった場合の水道の料金に対しては下水道料金を強制的に取るかどうかというのと、清掃車はくんでいさの汚水ですよ。そういう設備をしていない場合、どなたが使ったらいさ区域があらまじょう、オク、ウとこの上水を使っているだけで、それでいさの、要するに洗濯の水でも何でも、これは雨水排水路へ流しているわけです。それは許可を取って流すのが普通なんだけれども、まだ八〇%ぐらいは許可がなくて横っちょに穴をあけて構わず流しているわけです。こういうようなものを強制的に取るかどうか、ちよと聞きたい。これは五月二十日から施行された場合にどうするんだということ。ただできたからと言ってどんどん設備がしてある所はそのようにやれるわけ

ども、さきに市長が質問に答えたときには、これが三年後になつてもまだやらな、というの、今度は汚水の料金を取るといふようなことを申されたでしょう。こういうようなことは、これを徹底的にやるにはむしろ市民にPRしなければだめですよ。そのらの見解を聞きたいです。

○下水道課長(須崎 進君)

お答えいたします。

大変にPRが足りなかつたというところで申しわけなく存じてゐるわけでございますが、広報によつていたしましたり、それからそれぞれ工事その他の説明会でもそれらについては御説明としてまいつてゐるわけでございますが、いずれにいたしましても、指定工事店によります、流し、便所、おふろ場というものを市で設置いたしました汚水、そして接続を完了いたしましたものと使用料というものが出てこな、というところでございます。それから、一応、水洗便所の改造義務というところで、下水道法の十一條の三に、さう、関係議員の御指摘がございました中でも、一応、「工事された下水道の処理を要すべき日から三年以内に水洗便所に改良しなければならぬ」という規定に基づきまして、市の方といたしましては、初年度三〇%、翌年度三〇%、三年目で四〇%の普及率を目指して努力してまいりたいと考えております。したがしまして、

その水洗化がされた以後において使用料をいただくというところで、最初からいただくということにはならな、というところでございます。

○二十四番(塩野鉄之助君)

それじゃ、言った自家水のそれが一つ出てくる。私は自分のことを申し上げます。

やはり、一馬力の動力を使つて、これは、冷凍機で水道の水を使つたら二十四時間出しつ放して、いんぐらとて高くつて使ひ切れたものじゃな、から自家水を使つてゐるわけです。これはきれいな水なんです。こういうものを流すとき、それを接続しなきゃ、さういふものが出てこな、いんぐらだけれども、それも適用されるんで、さうふうになつてくわけですよ、けつさリ言つて、さうでしょ。それじゃ、それを下水道に流さな、で自分の所へ穴を掘つて流したらどうか。それでも罰則的なものが出てくるので、さういふものを聞きたい。

それからもう一つ、やれ、やれ、やれ、やれと言つたつて、なかな、でできるものじゃあない、金が必要なんです。便所はただなんだ。それで、いま普通の雨水排水へどこでもみんな流してゐるわけです。さういふことを今後どうするかについて、これは重要な問題なんです。ただ、さういふものをつくらつて決めた上で、市民がそんなことは構わずについて供用できるかと、これを私は一番心配してゐるんです。それで、ここに出てゐるこ

とだって立方メートル二十三円を十八円にするって言ったって、これを計算してみたら私のところから八厘の金になっちゃう。水道料は大体二月で二万円近く使っているわけですよ。こういう問題になってくると、使えば使うほど高くなるっちゃう。上手にやればなんて、あれですよ。極端に言えば、特定の業者なんかいますだって水荒を底を抜いちゃって流しちゃっている。こういうようなところもどくかなんだけれど、そういうような見解も私は聞きたいです。そうやってきたらやっぱり自分のところで適当に処分してこうだって、水道がこうだなんて、それをやったら水道をとめるかなんていう簡単な、いくものじゃないから、人間の命のある限り水道料金を来ないからとめるなんて、そんなこと言ったら、……。そういうようなことだってやっぱりこれからの、うん、重要な時期、でしょう。もうやるのは五月二十日にならって市民は知りやしません。もう一回よく下水道課長あたりも市民にPRする必要があると思う。集まれと言ったって、もっとも集まらない方が悪いんだけれども、一生懸命集めようとしても三人か五人しか集まらない。工事だってそのとおりでしょ。南新道、いま現在工事やっています。私個人の要求したことは一つもないじゃないですか、市民からはジャンジャン言ってくるんだ。辰村組さんか何やっているんだ。私は危いと思うから毎日見に行っているんだ。

それだって、それは私が自分で勝手に行くんだから、いざいざけれども、住民は物すごく迷惑している。その上にも、こういうようなことばでやるのは、まわって衛生的な清掃条例がしかれている市ですから、やることについては大いに効果的に、大いに環境のいい、市長の言われるような住みよい町づくりなんだから、そういうことについても極力住民の協力を得るにはもっと担当の職員は一生懸命やりなければいけない。私はそういうことを要望します。そう、うん、ことについて、ビク考えがあるが。五月二十日前にやるという事は、もう今月のうちにもやってもらわなきゃだめだ。二回でも三回でも。そういう心構えじゃあ資金はどうするかなんていうことは言ったら、それは広報にちゃんと出てる、出ていたってみんなは知りやしない、三分の一ぐらいしか……。もう少しやってみたい、と思います。

○下水道課長(須崎進君) 答えたいします。

先ほど、前段の御指摘でございますが、営業水につまみつけては、使用水量と著しく異なる場合、該当すると思っておりますので、使用者の申告に基づいて、市長が認定をしないと、うん、ことばでござります。実際にそのまま流れてこないというところでござりますので、そういうような申請にしていたら、市長が認定をして減額をするというこ

とでございます。

それから、なお工事で大変御迷惑をおかけして本当に申しわけなく思っています。ワでございす。ずねにいたしまして、五月二十日に合わせて何か工事をさせていた。たまたま、という事で、私どもも、おれりければ、日曜、夜を問わず必ずそこへ行きまして、御了解をいただけて来てまいっております。非常に、大変御迷惑をおかけして申しわけないと思っております。なお一層、おつた点について十分努力しながら御了解をいただくようなことをもっと積極的にしてまいりたいと考えております。

○二十四番(塩野 欽久 助君)

PRの方法で、使用に付いてのこれからの稼働についてのPRをもう少しやるかどうか、もう一回聞きます。

○下水道課長(須崎 進君)

再度おつたことで、いろいろな面で使用開始になりました。それから、特に、水洗化のための助成措置、それから水洗をしていただくというようなことで、さうく整備されたものを接続していただくというように、PRをしてまいりたいと考えております。

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木 藤次郎君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から、本委員建設委員会に付託された今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十三号は建設委員

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

今日の会議時間、午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)